

# 笹目川秋フェスタ出店要領

本要領は、主催者である笹目川とことん活用連絡会が「笹目川秋フェスタ」における出店について必要事項を定めたものです。

出店を希望する方は、以下の内容を十分に理解した上で、申込書の提出をしてください。

## 1 笹目川秋フェスタとは

「川のまるごと再生プロジェクト」で整備された親水空間を活用し、水辺に親しみながら楽しむことができるイベントです。笹目川をより身近に感じてもらい、積極的な利活用のきっかけとすることを目的とし、戸田市の観光・商工・地域活動が活性化し、戸田市の魅力がますます高まることを期待して実施するものです。

## 2 日時 令和6年10月5日（土） 11:00～15:00

※天候によっては、中止となる場合があります。

## 3 場所 笹目川左岸の大型階段及びプロムナード（北戸田駅西口付近）

## 4 主催 笹目川とことん活用連絡会

## 5 出店条件

次のいずれにも該当すること。

- ① 戸田市内を主たる活動の拠点としていること。
- ② 笹目川とことん活用連絡会の指示に従える出店者であること。
- ③ 暴力団関係者等反社会的勢力と関係のないこと。提出された出店者情報を警察署その他関係機関へ確認する場合があります。  
なお、出店内容がイベント趣旨にそぐわないと判断した場合は、出店をお断りさせていただきます。

## 6 責任・補償

- ① 当フェスタの中止又は規模を縮小した場合の損失補償は行いません。
- ② 戸田市暴力団排除条例に基づき、条例に該当する団体の関与があった場合には即時出店取り消しとなります。これによって、出店者に生じる損害について、笹目川とことん活用連絡会は責任を負いません。また、損失補償は行いません。
- ③ 出店及び販売行為、販売した商品等に関して事故や苦情があった場合は、速やかに笹目川とことん活用連絡会や関係機関等に連絡し、出店者の責任において対応すること。
- ④ 出店者は、出店に関する衛生・火気取扱いなど一切の責任を負うものとし、笹目川とことん活用連絡会はこれら一切の責任を負いません。万が一、事故等が発生した場合には速やかに笹目川とことん活用連絡会に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応を行うこと。
- ⑤ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入すること。
- ⑥ 備品の盗難や破損、車の事故等について、笹目川とことん活用連絡会では責任を負いかねますので、出店者自身で十分注意して管理すること。

## 7 出店申込・設備等

- ① 出店内容：飲食物・縁日・ワークショップ等
- ② 提出方法：別紙「笹目川秋フェスタ出店申込書」に必要事項を記入し、笹目川とことん活用連絡会（戸田市河川課管理担当）宛に持参・郵送・FAX・メールのいずれかで提出
- ③ 出店料：無料
- ④ 出店箇所：別紙「会場配置図」のとおり
- ⑤ 貸出備品：テント 1張（間口3.6m×奥行2.7m）  
テーブル 3台（1.8m×0.45m：1台 1.8m×0.75m：2台）  
パイプ椅子 3脚
- ⑥ 出店日時：開催日の11時00分～15時00分まで
- ⑦ 設営時間：開催日の10時00分～11時00分まで
- ⑧ 撤去時間：開催日の15時00分～16時00分まで

※出店申込書に記載された個人情報は、当フェスタの出店管理及び連絡以外には使用しません。

ただし、警察、消防署及び保健所等の公的機関から要請があった場合にはこの限りではありません。

※参考：2023 笹目川秋フェスタ来場者数：約1,600人（実績）

## 8 衛生・安全・環境対策

### （1）衛生

- ① 会場に給水及び排水施設はありません。出店者が予め水を用意すること。排水溝やトイレ・側溝・植栽などへの排水は厳禁。各店舗で持ち帰り処分すること。
- ② 衛生管理のため店舗内に手洗い設備（18L以上、バケツ含む）を設置すること。
- ③ 出店品目のうち、生鮮食料品類は不可とし、食中毒が発生しやすい品目は避けること。また、保健所から指導があった場合は販売できない品目が増えることがあります。
- ④ 飲食物の販売にあたり、衛生面に細心の注意を払ってください。全国的に食中毒事件が発生しており、高額な賠償を求められるケースもあります。なお、万が一、食中毒等が発生した場合、出店者の責任となります。
- ⑤ 各店舗において来場者向けに消毒用アルコールを設置すること。  
なお、設置は、火災予防のため、火気から十分に離れたうえで設置すること。

### （2）安全対策

- ① カセットコンロ・炭の使用は禁止です。火元はLPガスに限らせていただきます。火気を使用する際には、消防法令を遵守しLPガスボンベの転倒防止対策を講じるなど、安全対策を徹底したうえで、事故の予防に努めること。  
また、当日は消防署の点検がありますので指導に従ってください。火気を使用する場合は、使用期限内の消火器を出店者にて用意すること。
- ② 貸出備品のテーブルで火気を使用する場合は耐火ボードを用意すること。
- ③ 発電機を使用する場合は、損害賠償責任保険に加入することとし、安全には配慮すること。
- ④ イベント中の給油、ならびに携行缶の持ち込みはできません。
- ⑤ 出店にあたって調理者、販売者、列整理者の最低3名を確保し、来場者の列整理は各店舗の責任において実施すること。

### （3）環境

- ① 各店舗において購入者のゴミを捨てられるよう店頭にゴミ箱を設置すること。
- ② 店頭にゴミ箱を設置し、発生したゴミは出店者が責任を持って持ち帰り、処分をすること。また撤去時には清掃等を徹底し、原状復旧をすること。
- ③ 出店中の身の回りの清掃、閉店後の清掃に細心の注意を払い、施設、近隣住民の方々の迷惑にならないよう徹底すること。

## 9 車両関係

- ① 駐車場は1店舗1台のみとし、大型トラック等を使用しないこと。  
また、荷下ろしした後は速やかに駐車場へ移動すること。
- ② 駐車場については、笹目川とことん活用連絡会で指定した箇所を使用すること（会場から徒歩2分程度の場所の予定）。駐車場案内及び駐車許可証は後日、各出店者に送付します。
- ③ 車両を使っての搬出入については交通誘導員の指示に従い、近隣の迷惑にならないよう、定められた時間内に行うこと。

## 10 その他

### 【出店の諸注意】

- ・ 出店者本人以外（名義貸し等による）の応募・出店はできません。
  - ・ 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
  - ・ 安全のため、テントの固定を解除しないでください。
  - ・ 音響設備は設置できません。
  - ・ レイアウトの変更等により区画の配置がやむを得ず変更になる場合があります。
  - ・ 販売価格は適正な価格を設定してください。但し、法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更指示、場合によっては出店中止の措置をとります。
- (例) 危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等。
- ・ 人通り等が時間帯によっては多くなることが予想されます。イベントを実施する際に一時的に店舗の営業を規制させていただく場合もあります。予めご了承ください。
  - ・ 近隣住民や来場者、他の出店者等とのトラブルとならないように対応してください。
  - ・ 緊急時の対応があるときは、笹目川とことん活用連絡会の指示に従ってください。
  - ・ 申込書の内容と相違があった場合、販売を中止する場合があります。
  - ・ 上記のほか、不測の事態が生じた場合には、笹目川とことん活用連絡会の判断により、販売を中止とする場合があります。
- その他、これに定めない事項は必要に応じて、笹目川とことん活用連絡会が定めることとします。

### 【問い合わせ先】

笹目川とことん活用連絡会

事務局：戸田市 河川課 管理担当

住 所 〒335-0026

戸田市新曾南3丁目1番5号 新曾南庁舎4階

電 話 048-229-4801

F A X 048-444-1609

E-mail kasen@city.toda.saitama.jp

別紙 会場配置図

※レイアウトの変更により、テントの数や位置を変更することがあります。

